

平成28年西東京市教育委員会第6回定例会会議録

- 1 日 時 平成28年6月28日（火）
開会 午後2時00分 閉会 午後3時17分
- 2 場 所 保谷庁舎4階 第3会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 前 田 哲
教 育 長 職 務 代 理 者 宮 田 清 藏
委 員 森 本 寛 子
委 員 高 橋 ますみ
委 員 米 森 修 一
委 員 木 村 俊 二
- 5 出席職員 教 育 部 長 手 塚 光 利
教 育 部 特 命 担 当 部 長 南 里 由 美 子
教 育 企 画 課 長 早 川 礼 成
教 育 部 副 参 与 兼 学 校 運 営 課 長 等 々 力 優
教 育 指 導 課 長 田 中 稔
統 括 指 導 主 事 西 川 幸 延
統 括 指 導 主 事 福 田 忠 春
指 導 主 事 田 村 孝 夫
教 育 部 副 参 与 兼 教 育 支 援 課 長 渡 部 昭 司
社 会 教 育 課 長 岡 本 範 子
公 民 館 長 大 橋 一 浩
教 育 部 主 幹（公 民 館）兼 芝 久 保 公 民 館 分 館 長 矢 澤 吉 男
教 育 部 副 参 与 兼 図 書 館 長 奈 良 登 喜 江
- 6 事務局 教 育 企 画 課 企 画 調 整 係 長 倉 本 直 子
教 育 企 画 課 企 画 調 整 係 主 査 和 田 克 弘
- 7 傍 聴 人 0 人

平成28年西東京市教育委員会第6回定例会議事日程

日 時 平成28年6月28日（火）午後2時から

場 所 保谷庁舎4階 第3会議室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第27号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について
- 第 3 議案第28号 西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について
- 第 4 報 告 事 項
 - (1) 学校薬剤師の解嘱及び委嘱について
 - (2) 平成 28 年度西東京市立学校教育研究奨励事業 研究指定校・研究奨励校・研究奨励教員グループ一覧
 - (3) 西東京市におけるいじめ防止等に関する取組について
 - (4) 平成 27 年度教育相談状況
 - (5) 平成 27 年度西東京市公民館事業実績報告書
 - (6) 平成 27 年度西東京市図書館事業実績報告書
- 第 5 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成28年第6回定例会
(6月28日)

午後 2 時 00 分 開 会

議事の経過

○前田教育長 ただいまから平成28年西東京市教育委員会第6回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は高橋委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前田教育長 それでは、本日は高橋委員にお願いいたします。

○前田教育長 次に、秘密会にて取り扱う議題を決定したいと思います。

日程第2 議案第27号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分については、人事に関する案件で、いまだ公にされていないことから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして会議を秘密会とし、日程第5 その他の後に開催したいと思いますけれども、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前田教育長 御異議がないようですので、ただいまの案件については秘密会で取り扱うことと決定いたしました。

○前田教育長 日程第3 議案第28号 西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○福田統括指導主事 議案第28号 西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について説明申し上げます。

本議案は、西東京市いじめ防止対策推進条例第11条に規定する、いじめの防止等のための対策を実効的に行うための教育委員会の附属機関の委員を委嘱するために提案するものです。

西東京市いじめ防止対策推進条例第11条第5項では、本委員会の委員を、「学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」と規定しており、表に示すとおり、学識経験者として、武蔵野大学教育学部教授、堀米孝尚氏、法律の専門家として、新銀座法律事務所弁護士、岩崎昭氏、心理の専門家として、むさしの発達支援センター所長、臨床心理士、森山徹氏、福祉の専門家として、社会福祉士、学校法人自由学園スクールソーシャルワーカー、入海英里子氏に委員を委嘱したいと考えております。

なお、委員の任期は、西東京市いじめ防止対策推進条例第11条第6項の規定に基づき2年とし、平成28年7月1日から平成30年6月30日までとするものです。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○宮田委員 私は、この4人の方々に異議があるわけではございませんけれども、専門家だけではなくて、もう少し、一般の方の代表も、最低1人ぐらい入れたらいかかと思うんですが、どうでしょうか。

○福田統括指導主事 ご意見ありがとうございます。

今回、4名、委嘱候補として挙げさせていただいております。条例では、7名という上限枠が示されているところです。いただいた御意見を今後検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○前田教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第28号 西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○前田教育長 日程第4 報告事項に入ります。

(1) 学校薬剤師の解嘱及び委嘱について、を議題といたします。

○等々力学校運営課長 それでは、報告事項(1) 学校薬剤師の解嘱及び委嘱について報告申し上げます。

田無第三中学校の学校薬剤師でございます黒澤朋花薬剤師につきましては、辞任届が提出されたことから、平成28年5月31日付で解嘱したものでございます。

これを受けまして、西東京市薬剤師会から推薦をいただきまして、新たに荻堂敦夫薬剤師を委嘱したものでございます。任期は平成28年6月1日から平成29年3月31日でございます。説明は以上でございます。

○前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。——質疑を終結します。

次に、(2) 平成28年度西東京市立学校教育研究奨励事業 研究指定校・研究奨励校・研究奨励教員グループ一覧について、を議題といたします。

○西川統括指導主事 それでは、私から、平成28年度西東京市立学校教育研究奨励事業 研究指定校・研究奨励校・研究奨励教員グループ一覧について報告させていただきます。

本事業につきましては、西東京市教育計画に基づき、各校の特色に応じた実践的な研究を実施しております。

まず、研究指定校から説明させていただきます。

昨年度からの引き続きの2年次校が4校ございます。

東小学校は、「自分のめあてをもち、学び合って工夫する東っ子 ～思考力・判断力の育成『体づくり運動』を通して～」をテーマに体育科の研究を進めております。上向台小学校は、「考える力を伸ばす算数指導」をテーマに研究を進めております。住吉小学校は、「使える！楽しい！授業 ～外国語活動・ICTの日常化～」をテーマに研究を進めております。保谷中学校は、「「心」と「身体」、「知識」と「実践」のつながりを考え、豊かにたくましく生きる力を育む」をテーマにオリンピック・パラリンピック教育の研究を進めております。

本年度に研究指定校として新たに指定いたしました1年次校は5校ございます。

保谷小学校は、「確かな学力をつける算数科の指導法の工夫」をテーマに研究を進めております。谷戸第二小学校は、「思考力・表現力等の資質・能力を育てる授業づくり ～探求

と協同の活動を通して～」をテーマに、生活科・総合的な学習の時間の研究を進めております。ひばりが丘中学校は、「主体的に行動する力の育成 ～豊かな言語活動を通して～」をテーマに、アクティブ・ラーニングに関する研究を進めております。けやき小学校・田無第三中学校は、「認め合う喜び、学ぶ楽しさを実感できる子供の育成 ～9年間の学びを通して～」をテーマに、小・中連携教育の研究を進めております。

そのほか、研究奨励校が5校、研究奨励教員グループは1グループを指定しております。以上でございます。

○前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○木村委員 2年目の学校につきましては、今年が最終年度ということで、通常、西東京市の場合には、発表会とか報告会とか、そういうものが義務づけられているのか、あるいは、学校での判断に任せられているのかということ、一つ、お聞きしたいと思います。

それから、せっかく指定を受けた学校が頑張ったということ全体に広げるといふか、市内の全部の学校に広げていくという意味では、私の経験で言うと、ちょっと参加校が少ないような事例があったり、その辺は、是非、学校の教育課程のいろいろな計画もあるかと思えますけれども、多くの先生方の学ぶ機会を設けていただきたいと思うんですが。

以上、2件です。

○西川統括指導主事 2年次校につきましては、各学校、研究発表会を行う予定になっております。

○木村委員 日にちは決まっていないんですか。

○西川統括指導主事 日にちは決まっております。後ほど教育指導課要覧をお渡ししますので、そちらに書いてございます。

2年次校は、研究発表の日程は決まっております。あと、各学校に研究の成果をとということですが、まず、各学校の研究紀要等を作りますので、そういったものを各学校に配付することと、あと、各学校ごとに、より多くの先生方の参加を校長会等でも周知しておりますので、そういったところで多くの教員の参加もお願いしているところでございます。

以上です。

○前田教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

次に、(3)西東京市におけるいじめ防止等に関する取組について、を議題といたします。

○福田統括指導主事 私からは、西東京市におけるいじめ防止等に関する取組について説明申し上げます。

いじめ防止等に関する取組は、平成27年度に開催された西東京市総合教育会議において、児童虐待並びに重点施策として位置づけられたものであり、いじめ防止対策推進法及び西東京市いじめ防止対策推進条例を踏まえ、今後ともより効果的な対策を行い、一層の充実を図ることが求められているものです。

まずは、表面の1、西東京市立学校におけるいじめの認知件数及び解消率の推移についてですが、これは、文部科学省が毎年実施する「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果をもとに、推移をグラフで示したものです。棒グラフはいじめの認知件数を、折れ線グラフはいじめの解消率を示しております。なお、解消率の算出に当たっては、

「解消したもの」に加え、「一定の解消が図られたが継続支援中のもの」も含めております。平成24年度は、大津市のいじめ事案等を契機とし、日本中でいじめ問題に対する意識が高まったこともあり、本市におきましても、認知件数は大きく増加しました。いじめ問題への対応に当たっては、認知件数の多寡が問題ではなく、認知したいじめに、迅速に的確に対応することが重要であります。グラフからは、いじめに対する教員の感度を高め、いじめを認知したこと、認知したいじめについて学校として対応し、解消に向かう指導が図られたことを見取することができます。

続いて、裏面です。

上段では、いじめ問題に関わるこれまでの教育委員会の対応について記載しております。西東京市及び西東京市教育委員会のいじめ問題に対する方針を明確に示し、それが西東京市立学校における具体的な取組として具現化するよう、学校との連携のもと、進めてまいりました。

裏面下段におきましては、これまでの対応を踏まえ、充実・発展させる平成28年度における新規事業について記載しております。西東京市いじめ防止対策推進条例及び西東京市いじめ防止対策推進基本方針を踏まえ、同条例に基づき設置する西東京市いじめ問題対策連絡協議会及び西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会の力添えをいただき、西東京市がいじめ問題への対応力の向上を図ってまいります。具体的な取組といたしましては、直接、教育指導課スクールアドバイザーにつながる「ゆうやけ電話相談」の開始、生活指導主任を対象とした、いじめ問題のスペシャリスト研修など、職層等に応じたいじめ問題に関する教員研修の実施、小・中学校の授業で活用できる、短編ドラマ仕立ての情報モラル教材のデジタルコンテンツ配信の開始、全中学校第1学年生徒を対象に、いじめは重大な人権侵害であることについて弁護士の立場から講話していただく、弁護士による授業の実施に取り組んでまいります。また、教育指導課スクールアドバイザーを1名から2名に拡充し、各学校の学校いじめ防止対策委員会に派遣し、学校における組織的対応の充実に向けて支援・助言を行ってまいります。

本件につきましては、先ほど、委員の委嘱について御審議賜りました西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会においても御審議いただき、いただいた御意見等を反映し、西東京市におけるいじめ防止等に関する取組のさらなる充実・発展を図ってまいります。

私からの報告は以上でございます。

- 前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。
- 宮田委員 ここ3年ほどは100%解消されているということなのですが、解消するのに、平均的には何日ぐらいかかっているんですか。
- 福田統括指導主事 西東京市で全市的に取り組んでいる、「いじめの対応 西東京の約束」におきましては、15日以内の解決を目指すということで取り組んでおります。すみません、今、何日以内という正確なことはちょっとお答えできないんですけれども、今後、これからの問題行動調査等の取りまとめ等々の場面におきまして説明できるように資料の準備をさせていただきたいと思っております。
- 宮田委員 15日以内ということがあるので質問したんですよ。15日以内に本当になさられてい

るのかどうかと思って。だから、とっておかないと、15日以内に本当に解消されているかどうか分からないですよ。せっかく条例をつくってやるといっているんですから。ちゃんとというか、そこも注意をしてやっていただきたいと思います。

- 田中教育指導課長 26年度の数字につきましてはなかなか難しいかもしれませんが、直近の27年の数字で、早速、各学校に聞き取りを行いまして、それぞれの事案について何日程度で解決されたかと。私どもの15日以上数字は持ち合わせておりますけれども、今、委員御指摘のとおり、それ以下のところについては、正確な数字は今現在持っておりませんので、調査を進め、より確かな情報にしていきたいと考えております。
- 前田教育長 よろしくお願ひします。
- 森本委員 スクールアドバイザーの方々为学校いじめ防止対策委员会のほうにも派遣されているということで、アドバイザーの先生方は、今、虐待対策委员会のほうにも多分参加されていると思うんですけれども、2名で全ての学校の両方をやっていたという現状は、とてもオーバーワークではないかなと思うんですが、今後、人材を増やしていくとか、今、とても大変だとかという状況があるのかどうか、お聞かせいただければと思うんですが。
- 田中教育指導課長 施策予定人数が、小学校1人、中学校1人ということで、最初の年度より児童虐待の案件が重かった中学校、2年目には小学校という形で、計画的な配置ですので、これ以上の拡充という方向は、今のところありません。実際のところは、虐待事案を中心に今やっています。こちらのいじめ対策のほうの委员会については、大きな案件が起きたときにお呼びいただくという形でやっていますので、毎回毎回、必ず出ているという状況ではありませんので、今のところは、虐待を優先にさせていただきたいという形で進めているところです。ただ、慣れていくうちに余力が出てくると、外部委员会は学期1回ですので、大体同じ時期に集まるので、それ以外のところについては積極的に私たちも出ていくことで、学校の中身がより詳細に分かっていくこととなります。ある意味では、学校のやってもらいたいことを直接伝える場であると思いますので、なるべく参加できる方向で検討していきたいと思っています。
- 木村委員 スクールアドバイザーの方というのは、どのような経験をお持ちの方なのか、その辺がもし分かれば教えていただきたいと思います。それから、どういう仕組みというか、学校の要請があったら行くとか、いろいろありますよね、訪問の仕方とか。その辺の仕組みをちょっと教えていただきたい。学校の役に立つ仕組みにさせていただきたいと思うんですが、その辺はどうでしょうか。
- 田中教育指導課長 まず、経歴ですが、基本的には、西東京市の仕組みに基づきまして、公募をかけています。公募要件というのは、児童心理についても、ある程度の御経験があると。そして、ある意味では、福祉的な知識もあると。また、学校での管理職等の経験がある、学校の中身を知っているということ、これら幾つかをかけてやっています。結果として、選出させていただいた方は、お二方とも西東京市の小学校、中学校のOBで、65歳で退職をされた後に残られた方ということになっております。ですので、お二方とも、西東京市だけではありませんけれども、学校経験者、管理職経験者であるということです。

2点目ですが、一応、仕組みとしましては、本年度からは、学期1回行う児童虐待についての外部委員会に必ず参加するということになっています。去年は、「必ず」という要件ではありませんでした。ただ、民生・児童委員の方々から意見をいただく中で、やはり学校ごとの差異が少し見えてきたというようなこともありまして、よりよい外部委員会を開催するという目的で、参加することになっておりまして、必ず参加しています。それ以外のものにつきましては、私が直接、「行ってくれ」と要請することもあります。今現在、これは非常に重大な案件に発展する可能性があるので、行ってもらいたいというようなことはありません。重大なものは、主に指導主事を行かせるということになっております。その件数よりも学校からの要請のほうが圧倒的に多いです。来てください、教えてください、研究で御意見をくださいというような形が多いですので、件数としては、御依頼のケースがほとんどであると。ただ、御自身で見られて、関わったほうがいいなと思われたときには、学校から要請がなくても、フットワーク軽く出ていくことも多いとは思っています。

○木村委員 わかりました。

○高橋委員 いじめ問題対策委員会について、ここには、「対策を実効的に行うようにするために――設置する」と書いてあるんですけども、「実効的に」ということは、年2回の会議とか、重大案件の際の臨時会とか、席について会議をするということのほか、実効的に調査に加わったり、学校に赴いたりとかということもするということなんですか。

○福田統括指導主事 実効的というところですけども、今説明させていただいた資料のところで、今年の新規事業等々をお話しさせていただきましたけれども、こちら、原案として立てさせていただいたものですが、こちらをより効果的に行うためには、どんな工夫ができるかだとか、そういった御意見などもいただいています。実際に、重大事態だとか、そういった場合には、状況に応じた開催もしてまいりますし、あと、日常の学校の取組につきまして、その定例の2回の会の中で説明はさせていただきます。そのほか、実際に、学校現場を見てみたいなどの、御要望があった場合には、そのときは検討させていただきたいと思えます。

○高橋委員 なるほど。では、指導課の方と一緒に調査に行ったりとか、そういうことはないということですね。

○田中教育指導課長 基本、この設置というのは、教育委員会に対しての第三者としての意見をいただくものになります。私たちが資料を集めさせていただいた、あるいは学校が情報をまとめたものについて調査を単独でしていただくということになります。ただ、当然、行くに当たっては、どういう学校であるとか状況等についての説明をせざるを得ませんので、場合によっては職員が同行させていただくことになるかと思えます。あくまでも独立附属機関ですので、その方々がしっかりと、私たちは整理をしながら情報を集めますけれども、それをもとにさらに深まった調査をしてくれるのではないかと考えます。

○高橋委員 ありがとうございます。

○米森委員 3番の(1)にもありますけれども、各学校がいじめ防止の基本方針を策定されていると思うんですが、現段階では、策定は全て終わっていますか。

○福田統括指導主事 策定が終了しておりまして、各学校のホームページで閲覧できるような

形で各学校は準備をしております。

○前田教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

次に、(4)平成27年度教育相談状況について、を議題といたします。

○渡部教育支援課長 それでは、報告事項(4)平成27年度教育相談状況について報告をさせていただきます。

資料「平成27年度教育相談状況」をお願いいたします。

1、相談種別ごとの状況でございます。

左縦軸に相談種別としまして六つの種別に分け、それぞれ横軸に件数、相談の回数、終結件数、主な内容及び件数となっております。今年度の報告から、平成27年度からのスクールソーシャルワーカーの配置拡大に伴いまして、相談種別に「スクールソーシャルワーク」を新たに加えました。また、終結件数につきましては、開始と終了が明確に確認される必要があることから、一般教育相談と就学相談のみ記載しております。

それでは、種別ごとに報告をさせていただきます。

一般教育相談でございます。相談者が教育相談センターに来所しまして、心理カウンセラーによって行われる相談でございます。件数479件、うち新規262件、相談延べ回数7,151回、終結件数207件になります。主な内容といたしましては、適応指導教室入室関係、不登校、学業不振などの相談になります。件数では、前年度比38.6%の増となっております。

続きまして、電話相談でございます。件数138件、相談延べ回数185回、主な内容といたしましては、不登校、いじめ、しつけ・育て方などの相談になります。ここでは電話のみの相談を記載しております。相談の中には匿名のものもございます。また、この電話相談から来所につながることもございます。その場合は、件数につきまして、一般教育相談、または、就学相談等の件数に移行することから、この数には含まれていないところでございます。件数では、前年度比19件、13.8%の減となっております。

次に、緊急・臨時相談でございます。主に、学校長、教員からの相談、また、子ども家庭支援センターや児童相談所など、ほかの関係機関との連携調整になります。件数では153件、相談延べ回数677回、主な内容としましては、不登校、虐待、親子関係の相談になります。件数では前年度比32件、26.4%の増となっております。

次に、小学校巡回相談でございます。

市配置のスクールカウンセラーの配置がされていない学校の中で、希望する学校、11校になります。心理カウンセラーが月2回巡回して行う相談でございます。件数510件、相談延べ回数1,441回でございます。主な内容としましては、集団不適應、おちつきなしなどの相談になります。件数では、前年度比17件、3.2%の減となっておりますが、前年度対象校が14校であったことを考えますと、増加しているというふうに想定されます。

次に、就学相談でございます。特別支援学校、また、特別支援学級、固定級、通級への就学・転学の相談でございます。件数322件、うち新規277件、相談延べ回数2,036回、終結件数は246件になります。件数では、前年度比66件、25.8%の増となっております。

次に、新規で掲載しましたスクールソーシャルワークでございます。スクールソーシャルワーカー派遣等による学校への支援となります。この中には、ケース会議などの回数も含ま

れております。件数といたしまして172件、相談延べ回数は425件となります。相談全体の合計では1,774件、相談延べ回数1万1,915回でございます。

昨年度との比較や特徴など、まとめといたしましては、まず、数値の変化といたしまして、新規のスクールソーシャルワークを除いた相談件数の合計では、前年度比100件、6.6%の増となり、また、スクールソーシャルワークを含む相談全体では272件、18.1%の増となり、引き続き増加傾向でございます。

相談内容の傾向といたしましては、例年に引き続きまして、不登校に関係する相談が多いことがうかがえます。これは、不登校の要因や背景が多様で複合的に重なっていることも多く、学校に復帰することが難しい状況であることがうかがえます。適応指導教室「スキップ教室」、または、不登校ひきこもり相談室「N i c o m o ルーム」の支援対象者が増加しているということなどからも見えているところだと思われまます。また、相談全体といたしましては、学校と教育相談センターとの連携により、気づきを支援につなげるが進んでいることが感じられます。特に、家庭での親子関係の中に起こっていることを学校がキャッチし、教育相談センターにつなげる対応ができていることから、重篤な状態に至る前に対応できていることが増えております。また、スクールソーシャルワーカーの増員により、学校への連携も深まっていると。困難ケースへの対応においても学校への支援が向上しているというふうに考えられます。

裏面につきましては、相談の主訴別に集計したものでございます。御参照いただければと思います。

私からは以上でございます。

- 前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。
- 宮田委員 緊急・臨時相談に「②虐待28」、スクールソーシャルワークに「②虐待28」と出ていますが、これは、具体的にはどんな内容なんでしょうか。
- 渡部教育支援課長 緊急・臨時相談、それからスクールソーシャルワーク、どちらのほうにも関連しますけれども、特に緊急・臨時相談のほうは、直接、教育相談センターの正規職員のほうに入ってくる相談が主になります。虐待につきましては、虐待を主訴とするということで、虐待の傾向があるとか、例えば虐待されているというような情報が入ってきたとか、そういうような相談が主になっております。その中でスクールソーシャルワーカーが、例えばケース会議ですとか学校に随時派遣して対応するなど、そういうものも含めまして、相談としての件数として上がっております。
- 宮田委員 虐待の中身は、全部ではなくていいんですけれども、親が子どもをいじめているわけですね。いじめ方もいろいろあるんだろうと思うんです。本市として、いじめ・虐待を少なくしよう、ないしは、できるだけ手を早く打って命を守ろうということになっているわけなので、もうちょっと具体的に教えてください。
- 渡部教育支援課長 虐待の内容としましては、様々なものがございましてけれども、例えばネグレクト、いわゆる養育されていないのではないかなというようなことが、学校からは多く相談を受けるところでございます。それから、もう少し具体的というか、重篤なものになりますと、直接、「母親から暴力を受けている」とか、そういうものもあるというような情報が

入ってくる場合がございます。直接、子どもから、連絡が入ることは非常に少ないですが、学校から、そういうような状況を捉えて、何らかの支援をこちらのほうに頼まれるというようなことが起きているということでございます。

○宮田委員 解決は図られているんですか。

○渡部教育支援課長 これは関係機関と連携しまして、特に子ども家庭支援センター等々と連携しまして、対応しているところがございます、これについては、いろいろな形で、例えば医療につなげるとか、そういうことも含めまして対応をしているところがございます。

○宮田委員 親子関係が主だとすると、そんな簡単に、明日からというふうにはなかなかいかないだろうと思うんですけれども、どの程度、問題解決になったのかを明確にしておいていただけると、ありがたいと思います。

○渡部教育支援課長 こういう場合には、教育相談としましては、その後のいろいろな保護者の相談ですとか、子ども自身の相談ですとか、そういうものにつながっているケース、また、虐待そのものにつきましては、子ども家庭支援センター等が対応していくケースというふうにご覧いただけますので、その辺につきましても、こちらとして、その後のことについてはきちんと調べておきたいと思っております。

○宮田委員 子ども家庭支援センターとやっていますと言って、それで終わりでは、解決したかどうか分からないわけですし、ちゃんとフォローして解決するようなことまで、要するに、こっちで仕事をしていなくてもいいんですが、1週間ぐらいたったら電話をかけるだけでもいいと思うんです、「どうなりましたか」と。そういうことをきちんとやっていただきたいと思っております。特に、新しいスクールソーシャルワーカーとして、校長先生経験者などを配したということで、そういう方に電話だけでもしていただくと、向こうも、ちゃんとフォローするだろうと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○前田教育長 虐待というタイトルを出すと、確かに、一昨年のある不幸な事件があった市なので、皆さん、同じような感想を持たれるのですが、あくまで教育相談の傾向を把握するための最初の項目として、「虐待」というジャンル分けをしているわけですね。

○渡部教育支援課長 はい。

○前田教育長 そういうことなので、件数は28件あるわけで、その後の状況について、しっかりフォローして、恐らくきちんといろいろな関係機関につなげて、結果的には問題ないように処理されていると思うんですけども、こういう出し方をしたので、次回以降、今、宮田委員から御指摘があったように、どんな対応を具体的にしたかについては、少し課のほうで整理して報告していただけると、みんなが安心すると思っておりますので、よろしく申し上げます。

○渡部教育支援課長 はい。

○宮田委員 要するに、「児相に任せています」では――。

○前田教育長 決してそういうことではないと思っております。

○宮田委員 でも、そういうふう聞こえてしまうわけです。そうすると、教育委員会でせっかくそういう芽を見つけても、そのままほったらかしになってしまうようなイメージを与えますので、フォローして問題解決できていますと。しかも、15日以内ということだったらすごくいいんですが、そうはいかないかもしれません。向こうの組織に任せているからという

ようなイメージでないほうがいいと思うんです。こちらで全部責任持ってやるということをする必要はないですが、フォローはしていますということで。本当はフォローしていただきたいんですが。

- 前田教育長 次回以降、少し具体的に説明していただければいいと思います。
- 木村委員 今の件なんですけれども、28件という数が多いのか少ないのかというのを考えるところなんです。私の学校の経験から申し上げますと、学校には本来通告義務があるわけです。学校が認知した場合は児童相談所に通告しないさいと。ところが、直接学校が通告するというのはなかなか勇気が必要なもので、これはどのようにしたらいいんでしょうかということで、こういう電話相談とか、スクールソーシャルワークの方がいらっしやって、相談ができるというのは、学校としては非常にありがたいことだと思うんです。だから、今、宮田委員がおっしゃったように、解決についてのプロセスも含めて、学校との連携をこれからは是非とっていただいて、学校が躊躇して、そのままずるずる報告もしないままということではなくて、教育委員会もフォローしながら学校を支援していくという仕組みとして、相談とかスクールソーシャルワークが生きていくといいなという感じを持ちました。是非、今後ともよろしくをお願いします。
- 前田教育長 逆にその辺の感度がよくなったから、数値として出てきているところはあるんでしょう。
- 渡部教育支援課長 はい。
- 前田教育長 どういう状況かわからないけれども、虐待のおそれがあるということですから相談すると、結果として、「虐待」の項目の件数が増えてきているということもあるんですよ。
- 宮田委員 それはいいんですが、フォローをどうしているかというところまで詰めて御説明いただいたほうがよろしいのではないかとっているわけです。
- 米森委員 相談が連携と解決につながるようなことをやっていたらいいというのは、非常にありがたいことだと思うんですが、これをつなげていくときに、例えば電話だけで相談だと、今、個人情報とかいろいろ言われていますので、何か課題とか、困った点とか、情報の扱いとか、気にしないといけないこともあると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。
- 渡部教育支援課長 まず、個人情報の問題といたしまして、今、こういう子どもたちの個人情報をつなげるためには、要保護児童対策地域協議会（要対協）の範囲の中で、要保護児童としてきちんと認められるというか、要保護児童として扱った場合は情報が共有できるんですが、それ以外の場合はなかなか難しい状況にはなっております。そういう中で、きちんと要保護児童として、子ども家庭支援センターと連携をしまして、その情報を共有していくということが大切であります。その中で、ほかの庁内の関係部署等の連携につきましても、そういう要保護児童というような対応の中できちんとやっていくということが必要になっているのが、今少し課題だと考えています。
- 森本委員 スクールソーシャルワーカーさんというのは、基本的に要望があってから派遣するという形なのでしょうか。
- 渡部教育支援課長 スクールソーシャルワーカーは、現在、巡回して回るということと随時

派遣と両方行っております。小学校担当、中学校担当に分けておまして、小学校のほうを巡回していく、それから中学校のほうを巡回していくという形でやっております。4月から現在まで、小学校は大体2回回っています。中学校のほうは随時派遣が多いものですから、まだ1回と半分ぐらいになっていると思います。

- 森本委員 やはりスクールソーシャルワーカーさんとカウンセラーさんの仕事は違うと思うんですが、その辺は、スクールソーシャルワーカーさんが入ったことによって、具体的にこういう点が変わってきたとか、こういうことができるみたいなことは、どういう点になるのでしょうか。
- 渡部教育支援課長 スクールソーシャルワーカーは、まず学校に行きまして、学校の管理職、それから関係する先生方と直接課題になっている子どもたちのことについて、巡回のときに必ず全員がその状況を聞き取ることにしております。特に不登校につきましては、全員するというところを取り決めてしております。そういう中で詳細な状況をつかんで、それを次につなげていくことができるのがスクールソーシャルワーカーという仕事だと思っております。スクールカウンセラーは、あくまでも心理的なケアということで特化されておまして、学校から外に出ることはなかなか難しい仕事になっております。学校の相談室の中で受ける教育的な相談と、あとは学校内を巡回して子どもたちを見ながら、気がついたことについて学校の先生にいろいろなアドバイスをしていくということが仕事になっていると思います。
- 森本委員ということは、やはりソーシャルワーカーさんが入ることによって、不登校などの問題も解決しやすくなっているという状況は、現在あるのでしょうか。
- 渡部教育支援課長 先ほど申しましたとおり、スクールソーシャルワーカーが巡回したときに、不登校全員に関して毎回学校との連携を必ずとることにしておりますので、今後、不登校の対策としても何らかの効果が出てくるのではないかと期待はしております。
- 森本委員 スクールソーシャルワーカーさんだったら、例えば不登校の児童のお宅とかに行くというようなことは可能なんですか。
- 渡部教育支援課長 必要があれば行くことはできますが、西東京市の場合は学校支援を中心に置いておりますので、学校から求められた場合には、行かないということではないですし、スクールソーシャルワーカーだけではなくて、例えば不登校であればN i c o m oの指導員ですとか、そういうところも含めて、自宅を訪問するということはしております。
- 宮田委員 学校に、場合によってはお願いできますよという指導はしているんでしょうね。
- 渡部教育支援課長 はい。年度の初めに通知という形でしておまして、今年度につきましても実施しております。
- 宮田委員 あまり偉い先生でOBだと、現役校長さんが頼めないとか、そういうことはないんでしょうね。要は、つつがなくそういう仕事でいろいろな問題が解決できればいいということなんです。
- 渡部教育支援課長 校長先生職だった方はスクールアドバイザーとして、スクールソーシャルワーカーは、本市の場合は心理職を主に、それから家庭相談員の経験のある方ということでお勤めいただいております。
- 宮田委員 ちゃんと気安く頼めるという状況になっていればいいと思いますが、実際問題、

一般社会では形だけそうでも頼めないということが現実にあります。それがなければ結構です。

- 高橋委員 不登校についての相談が年々増加しているということですが、これは全国的にも不登校とひきこもりが年々増えているということで、これからも増加傾向にあると思います。先ほど適応指導教室の支援員の方が増えているとおっしゃっていたと思いますが、支援員が増えていくとなると、適応指導教室としても、もう少し施設充実の面でいろいろ考えていかなければならないのかもしれないと思うんですが、そういった必要性みたいなものは現在感じていますか。
- 渡部教育支援課長 ここ数年、年度末には50名を超えるような状態で、適応指導教室のほうには人数がいるところですが、昨年度は59名ということです。途中転出がありましたので、最終的な人数は57名だと思えますが、そういう中で対応しております。西原教育施設のほうにあります田無スキップ教室は、比較的部屋が広い状況の中で実施しておりますが、スキップ保谷のほうは若干狭い中で対応せざるを得ない状況になっております。そういう中で、バランス感覚を持って、どちらに行くかということなども児童・生徒、また、保護者の方と相談しながら対応していくことが今できることかと思っております。
- 高橋委員 保谷のほうはちょっと狭めなところで、もう少し広ければ十分な対応ができるのではないかというふうには、感じられる部分があるということですか。
- 渡部教育支援課長 制限がございますので、その中で有効的に部屋を活用してやっていくということになると思います。
- 高橋委員 わかりました。ありがとうございます。
- 木村委員 不登校の対応をスキップ教室のほうで丁寧にやっていただくことは、大変いいことだと思いますが、最近の傾向として、学校はそういうことはスキップ教室でどうぞみたいな、どちらかという、学校が関わるよりも、ちょっと面倒な子どもについてはこういう施設に相談しに行ったらどうですか、みたいな、私の経験上もそういう傾向があったんです。学校によっては、担任が定期的にスキップ教室等に行って子どもと面談をしながら、学校では今こんなことをやっているよとか、そういうことで関わりながら学校復帰を目指すというような取組が、ともすると頼りっ放しになってしまう。確かに教員は忙しいし、いろいろあるんですが、最終的に教室に戻るときには、やはり担任の顔が大変いい役割を果たすわけですから、その辺では指導課の問題かと思うんですが、この不登校の問題については、学校と適応指導教室との関わりみたいなものを是非重視して、先生方にも頑張ってもらいたいというのが、私の経験上の感想です。
- 田中教育指導課長 なるべく教育支援課と連携しながらやっていきたいと思っております。月に1回、教育企画課のほうから全ての不登校のお子さんの今の状況について一覧表が回ってきます。感想なんですけど、西東京市の中学校は、割合として、たくさん通わせていただくアプローチはしていただいていると思っています。つまり、総数の中でかなりの割合が通っていただいている、そうなってくると、家の中にひきこもっていないのでその子の様子がわかります。そういう良さはあるんですが、やはり全体的な課題は、1回入れてしまうと担任の関わりが弱くなっていくというような傾向が絶対あると思います。そのようなことになら

ないように連携をとりながら、各学校に働きかけていきたいと思っております。

○渡部教育支援課長 スキップ教室側からも、学校に訪問する機会を必ず設けていまして、年度の初めに、4月後半から5月連休明けにかけて、子どもたちがいる全ての学校に指導員が行きまして、校長先生を含め先生方と話し合いをすること、それから夏休みに学校のほうからスキップ教室のほうに来ていただきまして、話し合いをする機会を設けております。そういうことを丁寧にやりながら連携を深めていきたいと考えております。

○田中教育指導課長 特に、今年は統括指導主事が二つの課にまたがって配置していますので、そのあたりの関係性は格段に高くなっていくと思います。十分にご意見をいただきながらやっていきたいと思っております。

○前田教育長 不登校については改めて、教育委員会で報告する機会も作りたいと思っておりますので、その辺よろしくをお願いします。

ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

先ほどの虐待の件につきましては、教育支援課長、よろしくをお願いします。

○渡部教育支援課長 はい。

○前田教育長 次に、(5)平成27年度西東京市公民館事業実績報告書、を議題といたします。

○大橋公民館長 平成27年度公民館事業実績について報告させていただきます。

まず、全館の実績としまして、公民館主催事業は延べ91事業を実施し、延べ参加人数は2万2,410人と、対前年比2%の404人の増となりました。施設の利用につきましては、全館で2万5,199件となり、延べ利用人数は27万5,196人と、利用率は74%となっております。

次に、各館の実績につきまして、お手元に配付させていただいております公民館事業実績報告書に沿って説明させていただきます。

恐れ入りますが、まず1ページをお願いします。

1ページの2、公民館市民企画事業、実施回数45回、実施団体29団体、延べ参加人数1,893人、うち会員420人、一般1,473人となっております。それ以下のところに表として実施年月日、企画をした団体名、実施した内容、延べ参加人数としまして企画団体の会員の方の人数、一般の参加された方の人数、実施された施設の場所が記載されております。こちらについては、後ほど御確認をいただければと思います。

恐れ入りますが、4ページをお願いいたします。

柳沢公民館より報告させていただきます。

1、公民館事業に関する事項、(1)主催事業を御覧ください。障害者学級の「くるみ学級」など全19の事業を実施し、実施回数は延べ189回、延べ参加人数は4,602人となっております。

恐れ入りますが、5ページをお願いします。

利用状況につきましては、2、公民館の利用に関する事項、(1)利用状況を御覧ください。時間帯別利用件数の合計で4,347件、利用率は83%となり、延べ利用者数は5万7,733人となっております。

恐れ入りますが、6ページをお願いいたします。

田無公民館について報告いたします。

1、公民館事業に関する事項、(1) 主催事業を御覧ください。障害者学級の「あめんぼ青年教室」など全16事業を実施し、実施回数は延べ120回、延べ参加人数は6,170人となっております。第4回定例会で宮田委員から、平成28年度わいわいクッキングに類似する事業の参加人数はどのくらいだったかという御質問がございましたが、こちらにつきまして、表の上から4段目、月I C H Iクッキングがこのわいわいクッキングに当たる事業となります。実施回数は7回、延べ参加人数は236人という形になっております。

恐れ入りますが、7ページをお願いします。

利用状況につきましては、2、公民館の利用に関する事項、(1) 利用状況を御覧ください。時間帯別利用件数の合計で4,888件、利用率は78%となり、延べ利用者数は5万8,554人となっております。

恐れ入りますが、8ページをお願いします。

芝久保公民館について報告いたします。

1、公民館事業に関する事項、(1) 主催事業を御覧ください。「ちいさな展示会 講習会」など全15の事業を実施し、実施回数は延べ67回、延べ参加人数は2,421人となっております。

恐れ入りますが、9ページをお願いします。

利用状況につきましては、2、公民館の利用に関する事項、(1) 利用状況を御覧ください。時間帯別利用件数の合計で3,102件、利用率は59%となり、延べ利用者数は2万7,433人となっております。

恐れ入りますが、10ページをお願いします。

谷戸公民館について報告いたします。

1、公民館事業に関する事項、(1) 主催事業を御覧ください。「青少年体験講座 どんなどころだろう！世界にふれよう」など全17の事業を実施し、実施回数は延べ115回、延べ参加人数は6,291人となっております。

恐れ入りますが、11ページをお願いします。

利用状況につきましては、2、公民館の利用に関する事項、(1) 利用状況を御覧ください。時間帯別利用件数の合計で3,930件、利用率は75%となり、延べ利用者数は4万1,269人となっております。

恐れ入りますが、12ページをお願いします。

ひばりが丘公民館について報告いたします。

1、公民館事業に関する事項、(1) 主催事業を御覧ください。「子ども文化体験講座 キッズ茶道体験」など全12の事業を実施し、実施回数は延べ59回、延べ参加人数は1,621人となっております。

恐れ入りますが、13ページをお願いいたします。

利用状況につきましては、2、公民館の利用に関する事項、(1) 利用状況を御覧ください。時間帯別利用件数の合計で4,060件、利用率は65%となり、延べ利用者数は4万1,172人となっております。

恐れ入りますが、14ページをお願いいたします。

保谷駅前公民館について報告いたします。

1、公民館事業に関する事項、(1) 主催事業を御覧ください。「夏休み子ども食育講座 地産地消を学ぼう！野菜の収穫とピザ作り体験！」など全15の事業を実施し、実施回数は延べ44回、延べ参加人数は1,314人となっております。

恐れ入りますが、15ページをお願いいたします。

利用状況につきましては、2、公民館の利用に関する事項、(1) 利用状況を御覧ください。時間帯別利用件数の合計で4,872件、利用率は78%となり、延べ利用者数は4万2,947人となっております。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

- 前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。
- 宮田委員 公民館の会員というのは、どういう人なのでしょう。
- 大橋公民館長 公民館は直接的に会員という形はとっておりません。なぜかという、公民館自身が全市民の開放施設という考え方がございますので、公民館の部屋を利用する場合には、団体登録ということで登録をしていただいて、お部屋のほうの確保をしていただくという形になりますが、ロビーその他、御利用になる方はどなたでも気軽に来ていただいて、御利用いただける施設ということで、全てに開放しておりますので、特に何か登録をするとかということはありません。
- 宮田委員 延べ参加人数に会員と一般と書いてあるので、会員とは何ですかという質問です。
- 大橋公民館長 申し訳ございません。こちらにつきましては、市民企画事業を企画した団体の会員の数になります。そのときに参加された会員の数です。
- 宮田委員 そうすると、会員0は企画した人が参加しないという状況が起こったということですか。3ページの2月10日、西東京けやきの会というのは20人参加していますが、会員0なので、企画者は来なかったということですか。
- 大橋公民館長 そうです。あくまでも企画だけをして、あとは公民館のほうで事業の手助けをしているという形になります。
- 宮田委員 そういうこともあるわけですか。
- 大橋公民館長 はい。
- 宮田委員 わかりました。

もう一つ質問があるんですが、例えば4ページで、4,602人がいろいろな主催事業に対して参加だと、5ページの(2) 市民活動の支援の延べ参加人数に619人、315人、117人と書いてありますが、これを足しても大した数でないのに、延べ利用者数5万7,733人になっているということは、ほとんどがこの会議室利用者であると。こういう催し物以外に会議室を皆さんがお使いになっているということですか。貸し会議室みたいに使われているということでしょうか。

- 大橋公民館長 はい、委員のおっしゃるとおりでございます。ただ、各施設の部屋の中でも勉強をしている方たち、それから、健康、創作であるとか、そういうものをある一定の人数が集まって一つの会を構成していますので、その方たちが順次使われているという形になります。

○宮田委員 どんな内容のどんな会議をやっているかということは、一応把握されているわけですね。

○大橋公民館長 公民館の施設を予約する際には、公共施設予約システムというものがございまして、こちらは、どんな活動をする、どんな団体なのかを登録しないと予約ができない形になっておりますので、登録する際に、どのような活動をしている団体なのかという届け出をこちらのほうにいただきますので、それでどんな活動をするのかというのを確認しているところでございます。

○宮田委員 そうしますと、私が思うには、むしろ主催事業を、その中からよく学んでやると主催事業の数がどんと――。要するに、例えば4ページだと延べ参加人数が4,602人で、全部足しても大した数ではないのに、桁で一桁大きいわけです。そこをもう少しうまく知恵を使えば、大勢人が来てくれるようになるのではないかという感じがするんですが、いかがでしょうか。

○大橋公民館長 委員のおっしゃるとおり、今後、参加人数であるとか利用者に関しては、いろいろなところから御意見等をお聞きしまして、今後もっと活動範囲が広がるような形で、利用者も増えるような形で調査、検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○前田教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

次に、(6)平成27年度西東京市図書館事業実績報告書、を議題といたします。

○奈良図書館長 平成27年度西東京市図書館事業実績について、お手元の実績報告書に沿って御報告させていただきます。

恐れ入りますが、1ページをお願いいたします。

1の基本指標ですが、3行目の一日平均貸出し数は7,763点となり、前年度より0.5%の増加となっております。また、6行目の登録者一人当たりの貸出し数は44.7冊となり、前年度より1.4%の増加となっております。

2の図書購入に関する事項につきましては、図書購入費6,126万1,927円により、3万3,887冊を購入いたしました。こちらは、一人当たりの購入冊数が0.17冊となり、市民一人当たりの購入金額は307.4円となっております。これにより、3の所蔵図書に関する事項の合計欄、80万4,696冊の蔵書となっております。

4の貸出し利用登録者に関する事項につきましては、平成27年度に一度以上の資料の貸出しをした登録者の数と割合を地域ごとに一覧にしたものでございます。前年度と比べ登録率が増加した地域は、東伏見が6.5%、住吉町が4.2%、また、新町につきましては11.4%と大きく減少した地域となっております。

2ページをお願いいたします。

登録者の合計でございしますが、5万1,073人、そのうち市民の登録者は3万9,306人、登録率は19.7%となり、前年度に比べて544人、0.9%の増加となっております。

続きまして、5の(1)個人貸出し冊数につきましては、年間228万593冊となっております。前年度比2.2%の増加で、利用者数は93万8,340人、2.5%の増加となっております。

3ページをお願いいたします。

5の(5) 図書の団体貸出しに関する事項につきましては、保育園、児童館、学童、小・中学校に貸し出した冊数が6万3,512冊、前年度と比べ2.7%減少しております。

6のハンディキャップサービスに関する事項につきましては、利用者数は95人、そのうち視覚障害のある方が60人、肢体不自由な方が35人、団体は2団体となっております。これは前年度と同数となっております。

7の図書の除籍に関する事項としましては、除籍冊数4万1,605冊廃棄いたしました。これは前年度に比べ32%ほど増加となっておりますが、新町分室の廃止に伴い、蔵書を処理したものでございます。

8の行事に関する事項でございますが、こちらは児童対象行事が開催回数475回、参加者数が7,095人、前年度比32.7%の増加、こちらのほうは実施回数を47回多くしたことによるものでございます。成人対象行事のほうは、開催回数15回、参加者数788人、前年度に比べて2倍ほど参加者数は多くなっておりますが、こちら、開館40周年の記念として雑誌「縁(ゆかり)」に掲載した方に講師をお願いして、こもれば小ホールやコール田無を会場にした講演会を開催したことによります。

簡単ではございますが、報告させていただきました。

○前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○木村委員 1の基本指標や2の図書購入に関する事項、全て「10.5.3」という数字が入っていますよね。これは何を表しているんですか。

○奈良図書館長 こちらのほうは予算の科目でございます。教育費の社会教育費、図書館費ということです。

○木村委員 わかりました。

それからもう一つ、学校の貸出しが減少傾向にあるということですか。

○奈良図書館長 学校というか団体貸出しです。

○木村委員 学校にいろいろなサービスしますよね。それは、今どうなっているんですか。

○奈良図書館長 小・中学校の団体貸出しは、西東京市は近隣と比べましてもかなり盛んなものですので、まず、数として多いです。今年度は多少の減はありますが、学校の数が多いので、少しの減少が累計にするとちょっと響いてしまうというのが原因だと思います。

あと、学童クラブが民間委託されまして、図書館に出向いて本を選ぶということが機会としては少なくなっているかと思っています。

○木村委員 最近、特に若い人たちの読書離れがよく言われます。インターネットを使ったりして本を読まない傾向があると言われてはいますが、感触で結構なんですけど、やはり西東京市でも、この貸出しの件数や年齢層などを見ると、そういう傾向は見られますか。

○奈良図書館長 第3期子ども読書活動推進計画を昨年度作ったのですが、そのときに数字を追ったところ、やはり青少年、中学生・高校生、特に中学生は忙しいということもあって、貸出しとしては減少になっています。

○木村委員 小学校はそうでもないですか。

○奈良図書館長 小学校はそうでもないです。

○木村委員 中学生や高校生が本を読まない。今、大学で学生の指導をやっていますが、字

が読めなくて書けないんです。本当に、こんな字がわからないのかなというぐらい書けないケースが多いんです。だから、これはやはり読書離れも影響しているのかなという感じもしております。なかなか学校も忙しくて、学校で読書を勧めるというのも、家庭の協力ができないと思いますが、是非、読書する子どもたちを増やしていただきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

- 宮田委員 複写サービスとかインターネットサービスというのは、料金を取っているんですか。
- 奈良図書館長 複写サービスにつきましては、1枚10円をいただいております。インターネットのほうは、無償で提供しています。
- 宮田委員 そうしますと、図書館としての収入は複写だけですか。
- 奈良図書館長 はい。
- 宮田委員 7,355件だから、約7万円の収入であるということですか。
- 奈良図書館長 実際は、図書館と公民館と併設して、公民館のほうに複写機がないところは、そのサークルで使っていらっしゃるものも複写ができるようになっていきますので、実際はもっと多い金額になっています。
- 米森委員 督促件数というのは、相手方の数ではなく図書の督促ですか。例えば1週間とかになると、メールが来たりしますよね。どういう内容なのか教えてもらいたいんですが。
- 奈良図書館長 督促の件数に関しましては、督促の種類が、予約のほうは、今、委員がおっしゃったように1週間の間にお電話なりメールが行くんですが、この場合は、45日を経過した図書のはがきを出した数です。本の数ではなくてはがきの枚数になります。
- 米森委員 1人――。
- 奈良図書館長 5冊の方もいらっしゃいますし、30冊の方もいらっしゃいます。お一人に対して1枚を出すので、その数です。
- 宮田委員 そうすると、58円かかるわけですね。
- 奈良図書館長 実際は、後納で、もう少し安くなりますが。
- 米森委員 増えているんですか。
- 奈良図書館長 1週間返さないと貸し出し、予約ができないという制限を何年か前に設けたことによって大分減りました。
- 前田教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。
以上で報告事項を終わります。

-
- 前田教育長 日程第5 その他、を議題といたします。教育委員会全般について御質問を受けたいと思います。――質疑を終結します。
以上でその他を終わります。

-
- 前田教育長 日程第2 議案第27号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分については、人事に関する案件で、いまだ公にされていないことから、先ほど決定しましたとおり、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして、会議

を秘密会とさせていただきます。

関係者以外の方の退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午 後 3 時 13 分 休 憩

午 後 3 時 17 分 再 開

○前田教育長 休憩を閉じまして会議を再開いたします。

以上をもちまして平成28年西東京市教育委員会第6回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午 後 3 時 17 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員